



資源循環分野の脱炭素化促進事業

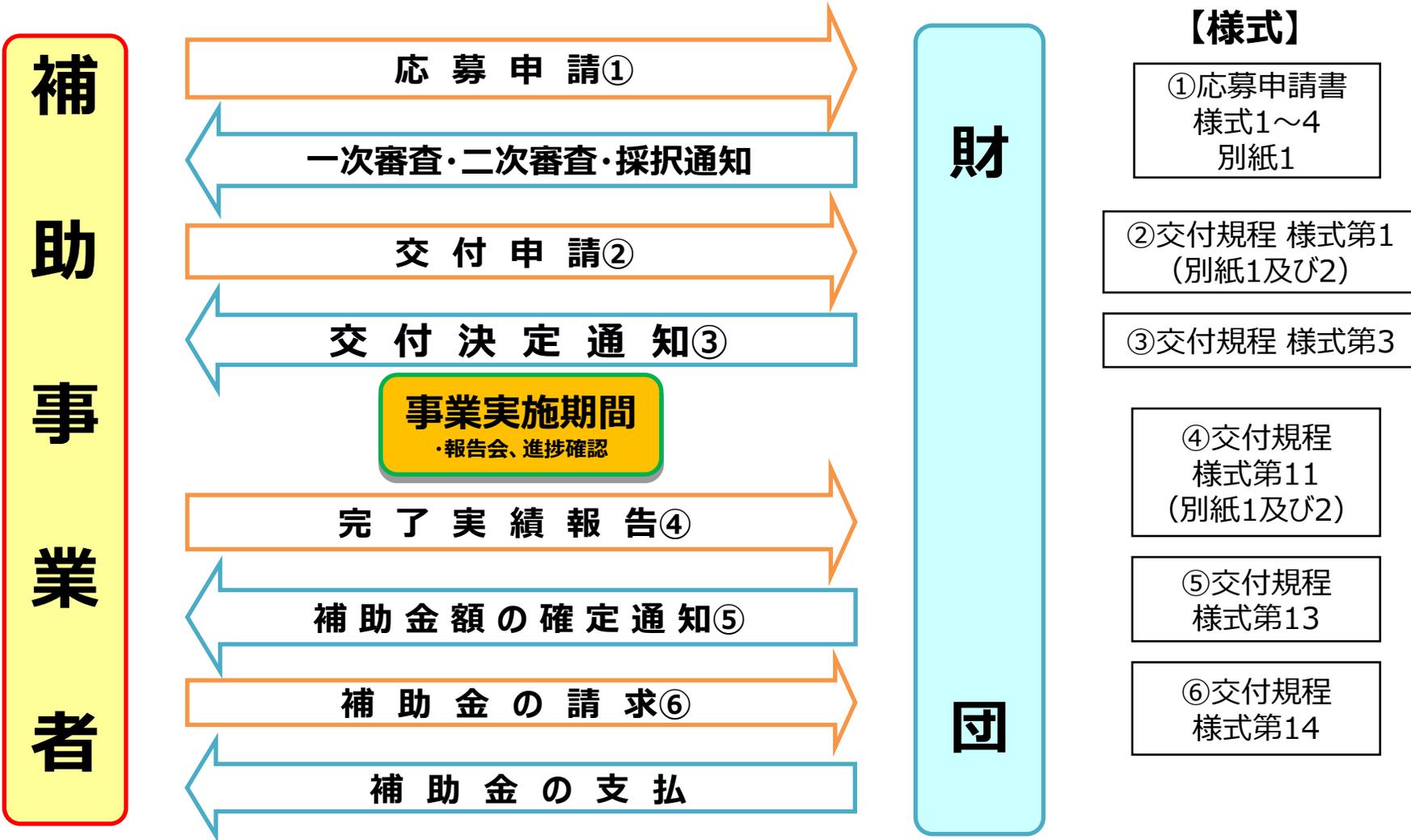
公募説明会

2025年4月22日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター
塚本、奥山、大内、藪本

※本資料は「公募要領」の記載事項を基に、重要な点を抜粋して作成しております。

本事業全体の流れ



補助金を応募される皆様へ

◎ 本事業については公的資金を財源としておりますので、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

※特に以下3点を注意して応募申請・本事業を実施いただきます。

1. 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 当財団から交付決定を通知する以前に発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
4. 本事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて状況確認及び現地調査等を実施します。

1.事業の概要

(1) 目的

本事業は、アジア諸国等海外において実施する、廃棄物発電、有機廃棄物のメタン発酵、廃棄物の燃料化等の直接のエネルギー起源CO₂削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業に対する実現可能性調査の支援を行うものです。

1.事業の概要

(3) 対象事業の要件

①対象事業

ア) 又はイ) に該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。

ア) 海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最終処分事業 (直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る。)

イ) 海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業 (直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る。)

1.事業の概要

(3) 対象事業の要件

②事業対象国

ア) JCMパートナー国及び ウ) AZECパートナー国を**優先**とし、イ) に該当する国は**劣後**とします（両方に該当する国はア) として扱います）。

ア) JCMパートナー国

対象国については、2025年3月時点で29か国。詳細は下記URLを参照。

URL : <https://gec.jp/jcm/jp/about/>

イ) 環境協力全般又は廃棄物分野の協力覚書の締結国及び二国間協力実施国

アラブ首長国連邦、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カタール、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モザンビーク、モンゴル

ウ) AZECパートナー国

11か国（豪州、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）

1.事業の概要

(6) 補助金の交付額

全体総額：約4,400万円

一件あたりの交付額割合：補助対象となる経費の1 / 2（中小企業は2 / 3）

※一件あたりの予算下限・上限は設けておりません。

※総額がなくなり次第、公募は終了となります。

※採択金額は応募者が申請する金額と必ずしも一致するものではありません。

※補助事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が50%を超えて、第三者に委託、又は請け負わせることはできません。

※事業の経費を共同実施費として積算する場合は、「共同事業実施協定書」の提出が必要となります。

(7) 事業期間

交付決定日から事業完了日または令和8年2月末まで

※本事業は単年度事業となります。

※交付決定日以前の契約及び発注は本事業の対象外となります。

2.公募申請

(2) 公募期間

- 公募開始日：令和7年4月11日（金）
- 公募締切日：令和7年11月28日（金） 17時必着

※公募開始から令和7年5月14日（水） 17時までを一次公募の〆切とします。

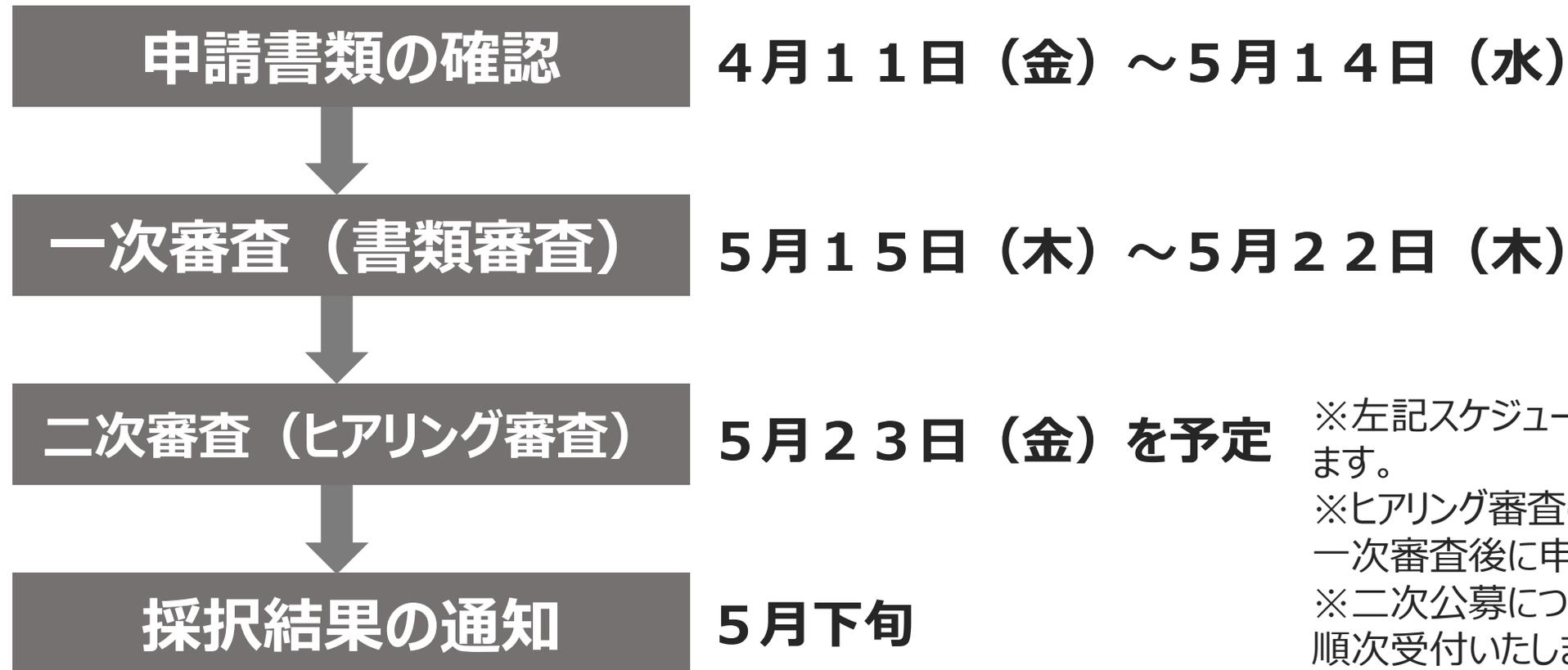
※採択案件が予算上限に達した時点で、公募は終了します。

※一次公募終了後は、応募書類を受領したものから一次審査を実施します。

3. 事業の審査について

(1) 審査の流れ

※一次公募期間である4月11日（金）～5月14日（水）の審査フロー及び日程の目安



※左記スケジュールはあくまで予定となります。

※ヒアリング審査の具体的な日時は、一次審査後に申請者へお知らせします。

※二次公募については申請があり次第、順次受付いたします。

2.公募申請

(3) 応募書類

- ①応募申請書（様式1） ※公印省略
- ②実施計画書（様式2）
- ③経費内訳（様式3）
- ④事業概要（様式4）
- ⑤定款（共同事業の場合、代表事業者の定款）
- ⑥商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日より3か月以内）
- ⑦企業パンフレット等業務概要がわかる資料

2.公募申請

(3) 応募書類

- ⑧経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ⑨法律に基づく事業者である場合には、法律に基づく事業者であることを証明する行政機関から通知された許可書等の写し
- ⑩環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

※⑨及び⑩については、公募要領（4）対象事業者の要件③のア）からウ）の証拠書類を指す。

2.公募申請

(3) 応募書類

※経費内訳を作成いただく際は、財団ウェブサイトに掲載している「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」に沿って積算をお願いいたします。

※補助対象経費の区分については別添1対象経費の区分等をご参照ください。補助対象外となる経費についてもご確認の上、積算をお願いいたします。

【手引きのポイント】

4. 人件費に関する経理処理 (p-8)
5. 旅費に関する経理処理 (p-13)
9. 外注費に関する経理処理 (p-22)
13. 委託費に関する経理処理 (p-29)

2.公募申請

(4) 提出方法

応募予定の事業者は、①～⑩を作成の上、公募期間内に補助金申請システム「jGrants」にて当該資料を提出してください。

jGrantsでは、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則としてjGrantsで行います。

jGrantsを利用するには、GビズIDプライムの取得が必要です。

- ・GビズIDホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・GビズIDクイックマニュアル：https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

※必要に応じて、財団より提出資料の確認や追加資料の提出を依頼することがあります。

2.公募申請

(9) 応募に関する質問の受付及び回答

- 本事業申請にあたり質問や問い合わせがある方は、メールアドレス（Email：kaigai-1@jwrf.or.jp）宛てに、お問い合わせください。
- 個別の申請案件に関する相談については、財団HPに掲載している[応募相談シート](#)を活用し、当財団あてにメールいただけますとより確実な回答が可能となりますので、ぜひご利用ください。

3.事業の選定

(2) 審査項目

一次審査及び二次審査においては、以下の項目において審査を行います。

※詳細は公募要領の評価基準表をご参照ください。

- (1) 循環産業活性化への貢献・3 Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献
- (2) エネルギー起源CO₂を含む温室効果ガス排出削減量及び費用対効果
- (3) 業務実施の体制及び事業の実現可能性
- (4) 国等による国際協力への貢献・政策的優先課題
- (5) カーボンニュートラル実現に向けた応募者の取組
- (6) 及び(7) デコ活に関する応募者の取組

※エネルギー起源CO₂を含む温室効果ガス排出量削減費用対効果（円/t-CO₂eq）が一定の水準に満たない（過年度採択実績平均の2倍（97円/t-CO₂eq）を超える）場合は、一次審査において不採択とすることがあります。

3. 事業の選定

(3) 審査結果の通知

・審査結果の通知については5月下旬を予定しております。

・採択された事業については、法人名（共同提案者名を含む。）、国・地域名、プロジェクトの名称、事業概要等をウェブサイトで公表します。

※日本語版と英語版をA4一枚ずつ作成いただきます。

【作成フォーマット】

資源循環分野の脱炭素化促進事業

事業名：

1. 事業実施の団体名
(事業実施者)

(連携を図る法人名)

2. 対象地域・対象廃棄物等
(採択年度)

(対象国)

(処理対象廃棄物種類)

3. 海外展開を計画している事業の概要
(利用技術)

(プロジェクトに関する概要図等)

(事業内容)

(事業の実施体制)

(環境負荷低減効果)

4.補助金の交付

- 採択後、事業者は当財団へ交付申請書を提出いただきます。
- 交付申請書提出後、当財団の審査及び環境省の決裁を経て、交付決定となります。
- 交付決定日以前の経費については、**対象経費として認められません。**
- 交付決定額の支払いは事業完了日以降、事業者から提出された完了実績報告書（事業に掛かった経費の請求書等資料）に基づき当財団が検査を行った後、当財団より支払い（事業実施年度内）を行います。
- 交付申請に関する書類については、採択後に当財団の定める書式及び手引きを参考とし、作成いただきます。書式及び手引きについては、審査通過となった事業者へ共有いたします。

5.事業に関する報告及び支払い（報告関連）

- 定例会及び報告会へ参加いただきます。事業の進捗確認を目的として実施し、定例会は当財団、報告会は環境省、審査委員及び当財団が参加の上、実施します。
- 定例会は、採択後及び事業実施期間中は1～1か月半に1回を目安として実施します。事業の進捗状況に応じて実施し、交付決定時から本事業に変更がある場合など、都度当財団とオンラインにて会議を行います。
- 報告会は、中間及び最終報告会にて事業者より進捗報告を行い、審査委員及び環境省からの質疑応答に対応いただきます。中間報告会は11月～12月、最終報告会は2月の実施を予定し、**報告会当日は会議参加を最優先**としていただくようお願いいたします。報告会についてもオンラインによる会議を基本とし、日程確定次第、速やかにご連絡します。
- 定例会及び報告会においては、進捗に関する報告資料及びワークシートを作成いただきます。詳細については、採択後に共有いたします。

5.事業に関する報告及び支払い（作成資料関連）

- 事業報告書は**非公開となります。**

※非公開となるものの、書式等の形式は問いませんが、FSに関する報告資料を作成いただきます。

- 事業完了後においても事業概要資料（公開可能な範囲で）をPowerPointにて作成いただきます。
- その他、本調査事業終了後も海外展開に向けた取り組みの進捗状況及び成果等に関する会議への出席、報告、資料作成を依頼する場合がございます。